

議員提出議案第 30 号

新石垣空港の「特定利用空港」指定の早急な同意を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 9 月 17 日

提出者	長	山	家	康
賛成者	東内原	とも子		
〃	友	寄	永	三
〃	石	川	勇	作
〃	伊良部	和	摩	
〃	登野城	このみ		
〃	高	良	宗	矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

沖縄県知事に対し、新石垣空港の「特定利用空港」への指定を早急に進めることを強く要望するため。

新石垣空港の「特定利用空港」指定の早急な同意を求める意見書

新石垣空港は、八重山地域の交通・物流の要であり、観光業を中心とした地域経済の発展に不可欠なインフラである。しかし、安全保障環境の変化や災害対策の観点から、自衛隊や海上保安庁が平時から円滑に利用できる「特定利用空港」への指定が急務である。政府は全国で「特定利用空港・港湾」の指定を進めており、現在までに 28 カ所が指定されているが、石垣市が再三再四求めている新石垣空港については沖縄県知事の同意が得られておらず、指定に至っていない。

新石垣空港が「特定利用空港」に指定されることは、石垣市における防災・安全保障体制の強化だけでなく、国からの予算投入によるインフラ整備が進む点でも重要であり、地域経済にも大きく寄与するものである。それにもかかわらず、県知事の同意が得られない現状は、離島地域の防災やインフラ整備に対する無責任さを示しており、極めて遺憾である。知事が同意を拒む理由として、有事の際のリスクや予算への影響が挙げられているが、指定に同意した他地域の事例を見てもその懸念は過大であることは明らかであり、石垣市民の安全や発展を守るため、早急な同意が求められる。

よって本市議会は沖縄県知事に対し、新石垣空港の「特定利用空港」への指定を早急に同意することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 17 日

石 垣 市 議 会

宛先 沖縄県知事

(参考送付) 沖縄県議会議長